

統括防火・防災管理者の資格を有する者であるための要件

_____の「防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火・防災管理者_____に付与する権限等は下記のとおりです。

記

1 必要な権限の付与

管理権原者から統括防火・防災管理者に「全体についての必要な業務等を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限が付与されている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難訓練の実施
- (4) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
- (5) その他統括防火・防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火・防災管理上必要な業務

管理権原者から「全体についての防火・防災管理上必要な業務」について、次の内容について説明を受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての消防計画の作成、見直し及び変更
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 建築物その他の工作物の全体についての避難訓練の実施
- (4) 防火対象物及び建築物その他の工作物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
- (5) その他統括防火・防災管理者として行うべき業務に関すること

3 防火・防災管理上必要な事項

管理権原者から「全体についての防火管理上必要な事項」について、次の事項について説明を受けている。

- (1) 防火対象物及び建築物その他の工作物の全体についての避難訓練の実施状況
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導
- (3) 地震その他の災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導
- (4) 地震その他の災害が発生した場合における消防隊に対する当該建築物その他の工作物の構造その他必要な情報提供及び消防隊の誘導に関すること